

# 定 款

## 特定非営利活動法人

グリーフケア・サポートプラザ

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は特定非営利活動法人グリーフケア・サポートプラザという。

(事務所)

第2条 本法人は事務所を東京都港区赤坂9丁目2番6号カルム第2赤坂103に置く。

(目的)

第3条 本法人は以下のことを目的とする。

- (1) 身近な人の死及びいろいろな喪失に直面している人びと（難病、癌、精神障害者など）と、その家族の心のケア（グリーフケア）を行ない、その精神的自立を支援する活動を行なう。
- (2) グリーフケアに関する情報の提供、相談及び教育啓蒙を行なう。
- (3) 悲嘆の中にある人々及びその家族にとって必要とされる全人的援助と教育を行なう（訪問を含む）。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表第1号に掲げる「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」、第2号「社会教育の推進を図る活動」及びそれらの活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行なう。

(事業の種類及び事業に関する事項)

第5条 本法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行なう。

- (1) グリーフケアに関する情報の提供及び諸団体との交流事業
- (2) グリーフケアに関する支援、相談及び研修事業
- (3) グリーフケアに関する教育・啓蒙事業
- (4) グリーフケアに関する調査、研究及び研究成果の普及事業
- (5) グリーフケアに関する人々及びその家族への訪問・介護事業

2. 本法人は、次の収益事業を行なう。

- (1) バザー事業
- (2) チャリティコンサート事業

(3) グリーフケアに関する活動を行なう諸団体の活動に対する情報及び助言を提供する事業

(4) グリーフケアに関する書籍の出版事業

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
2. 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のもの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当した時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会の意思を表明したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年を超えて会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は退会届の提出等により、退会の意思を表明して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の一に該当する場合には、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 定款に違反したとき
  - (2) 本法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
2. 前項の規定により、会員を除名しようとする場合には議決の前に当該会員に弁明の機

会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く

- (1) 理事 5人以上
  - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち1人を理事長、1人乃至2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又は本法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長と共に本法人を代表するとともに理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、本法人の責務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行なう。
  - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(名誉会長)

第20条 本法人に名誉会長を置くことができる。

2. 名誉会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

## 第4章 会議

(種別)

第21条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画および収支予算並びにその変更

- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他本法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第15条第4項の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることができ

ない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 目的及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
3. 総会の議事録を作成するために、その総会に出席した正会員の中から書記を選任することが出来る。

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は理事長又はあらかじめの理事長が指名した理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面に表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。
3. 理事会の議事録を作成するため、その理事会に出席した理事の中から書記を選任することができる。

## 第5章 資産

(構成)

第40条 本法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第41条 本法人の資産は、これを分けて特別非営利活動に係わる事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第42条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第43条 本法人の会計は法第27条各号に掲げる原則にしたがって行われなければならない。

(会計区分)

第44条 本法人の会計は次の通り区分する。

- (1) 特定非営利活動に関わる事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第45条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

- 2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)



第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 本法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第54条 本法人が解散（合併又は破産による解散は除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項にかかげるもののうち総会の決定により処分するものとする。

(合併)

第55条 本法人が合併しようとするときは総会に出席した正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第56条 本法人の公告は、本法人の事務所の掲示場及び、官報に掲示するものとする。  
ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第57条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

- 第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

(組織及び運営)

- 第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

- 第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1. この定款は本法人の成立の日から施行する。
2. 本法人の設立当初の役員は別表の通りとする。
3. 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成15年5月31日までとする。
4. 本法人の設立当初の事業年度は第45条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
5. 本法人の設立当初の事業計画及び収支決算は第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めによるものとする。
6. 本法人の設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 個人正会員 1口5千円1口以上
  - (2) 個人賛助会員 1口2千円1口以上
  - (3) 団体賛助会員 1口1万円1口以上

## 別表

役職名	氏名
理事長	平山 正實
副理事長	戸川 宣洋
同	澤田 栄治
理事	加藤 勇三
同	三輪田 明美
同	今井 博
同	松島 たつ子
同	小川 慶太郎
同	齋藤 弘子
同	櫻内 正美
同	寺澤 まゆみ
同	岩崎 玲子
同	秋山 淳子
同	白井 豊子
監事	岡部 宗司
同	内田 教子